

審査基準

基準の名称	共済事業規約設定等認可基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
消費生活協同組合法	40-5 40-6	共済事業の規約を設定、変更、廃止する場合等の認可
基準の内容		
<p>消費生活協同組合法第40条第5項及び第6項の規定に基づく規約設定等に係る認可基準については、「消費生活協同組合共済事業財務処理規則の一部を改正する省令の施行について」（省令第4次改正関係・告示第1次改正関係昭和37年3月20日社発第157号「消費生活協同組合共済事業運営要綱」）、「消費生活協同組合の行う共済事業の共済金額の最高限度等について」（昭和62年3月24日社生第45号）等による。</p>		